

安心生活創造事業の概要

「安心生活創造事業」について

(平成22年度予算・セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数・補助率10/10)

【目的】

厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が、事業の3原則を前提として、一人暮らし世帯等への「基盤支援」(「見守り」・「買物支援」)を行うことにより、一人暮らし世帯等が、住み慣れた地域で安心・継続して生活できる地域づくりを行う。

※「基盤支援」:安否確認や生活の異常等の察知・早期対応といった「見守り」、生活維持に不可欠な「買物支援」

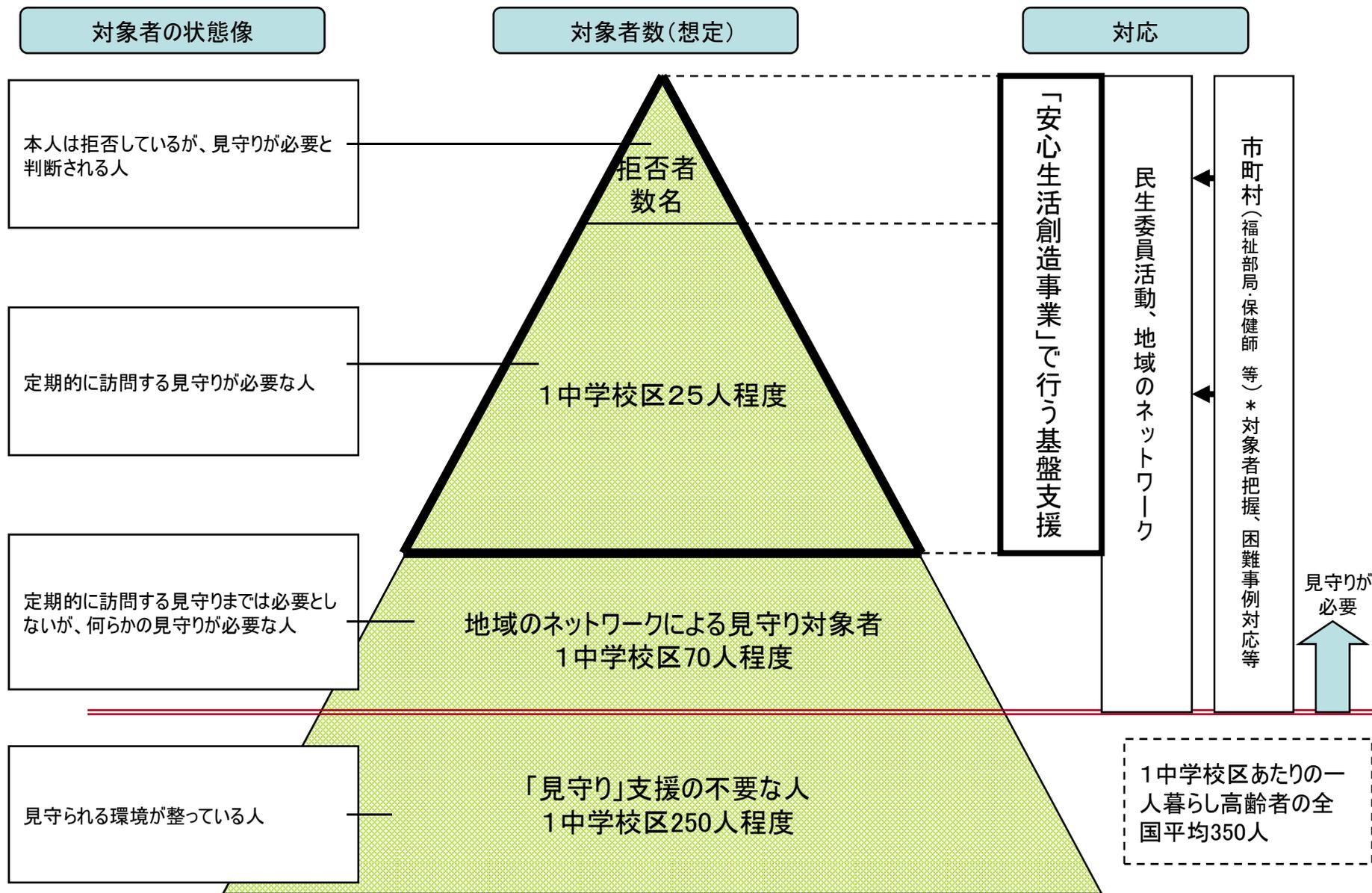
【事業の3原則】

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

【特徴】

本事業実施に当たっての制約は事業の3原則のみであり、各市町村は、自らの地域ニーズを的確に把握して、地域の実情に応じた取組みを自由に企画・実施できる。

基盤支援の対象者のイメージと対応の関係(人口約1万人(1中学校区)の場合)



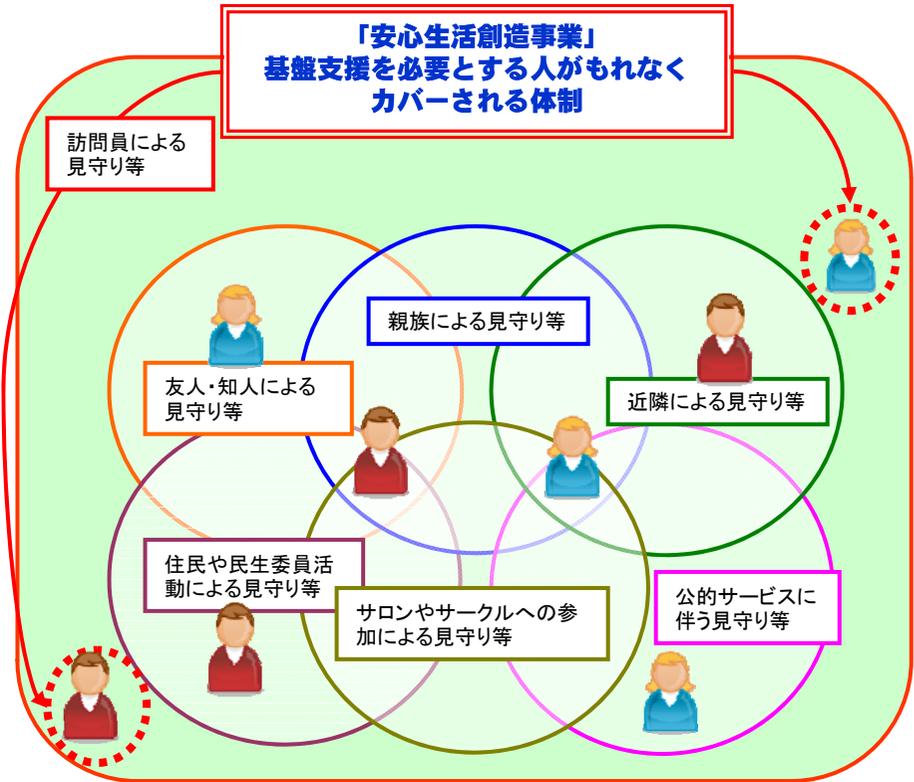
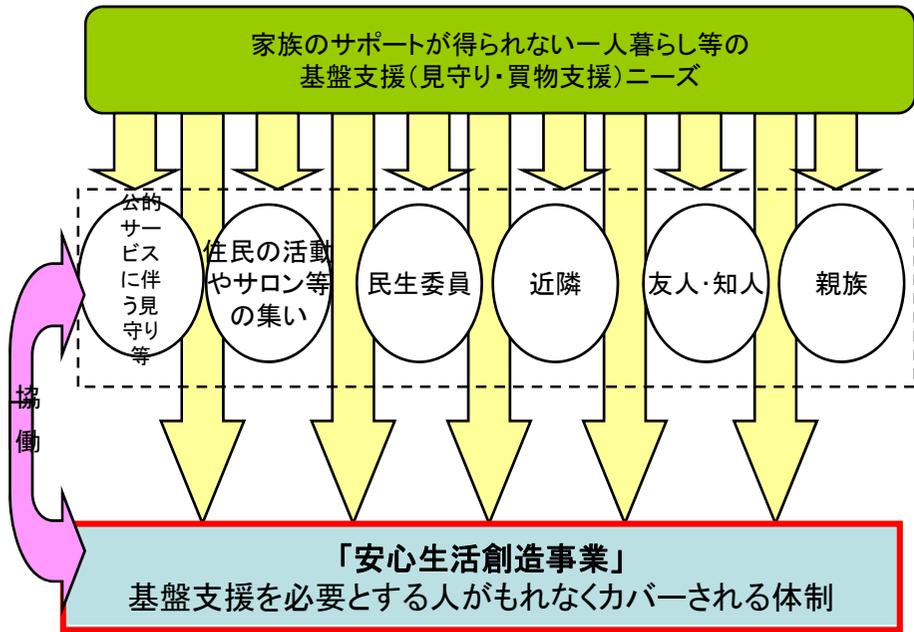
ここでの対象者数は、一人暮らし高齢者について想定。内閣府「平成17年度世帯類型に応じた高齢者の生活実態に関する意識調査」の数字を一人暮らし高齢者数に乗じたもの

家族のサポートが期待できない「一人暮らし世帯等」への基盤支援

ゾーン内がもれなくカバーされる基盤支援(見守り・買物支援)

- 地域では、住民や民生委員による見守りが行われている。
- 今後は更に、基盤支援を必要とする一人暮らし世帯等の増加や、困難なケースに対応できる体制づくりが求められる。
- 「安心生活創造事業」は、住民や民生委員活動などでは対応できない部分を受けとめ、一人暮らし世帯等が地域で安心して暮らすことができるよう、基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくるもの。

「安心生活創造事業」とその他の「見守り」の関係



安心生活創造事業 (ton plan) の基本理念

悲惨な孤立死、虐待などを1例も発生させない地域づくり

【事業の三原則】

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

《基盤支援サービスの理念》

基盤支援サービス → 見守り・買物支援

基盤支援とは、悲惨な孤立死、餓死、虐待などを予防する生活(生命)維持のための最低支援

《基盤支援サービスの対象者》

高齢者、障害者のみならず、地域から孤立する可能性があり、定期的な基盤支援が必要なすべての者・世帯

《ニーズの把握》

高齢者、障害者に限定せず、基盤支援サービスの対象者・世帯を徹底的に把握

《マップづくり》

行政及び基盤支援サービス提供者が対象者情報を共有するためのマップや台帳等を作成

《基盤支援サービスの提供》

把握した対象者・世帯へ“もれなく”基盤支援サービスを提供する体制を構築し、実施

※ 地域住民、自治会、民生委員、ボランティア等の参加による日常的見守り体制の構築を含む

《自主財源の確保》

国庫補助3年経過後には、国庫補助以外の自主財源で事業を安定的・継続的に運営

安心生活創造事業・新しい地域福祉社会づくり

○ 公的サービスの限界

- ・少子高齢化、核家族化、団塊世代の高齢化等により、高齢者等の生活支援ニーズは今後さらに増加・多様化
(例: 高齢者のみの世帯の電球交換、ゴミ出し、見守り、生活必需品の買い物など)
 - ・高齢者、障害者、低所得者など各種制度では対象者や対象サービスを定めることが必要であり、基準に該当しないニーズへの対応をどうするか
(例: 介護報酬対象サービスや要介護認定など)
 - ・少子高齢化社会において支える力(財源・マンパワー)は減少
(稼働年齢層と高齢者層は1対1へと近づく)
- 公的サービスで全て対応することは不可能であり、また、適切ではない

○ 善意の支え合いの限界

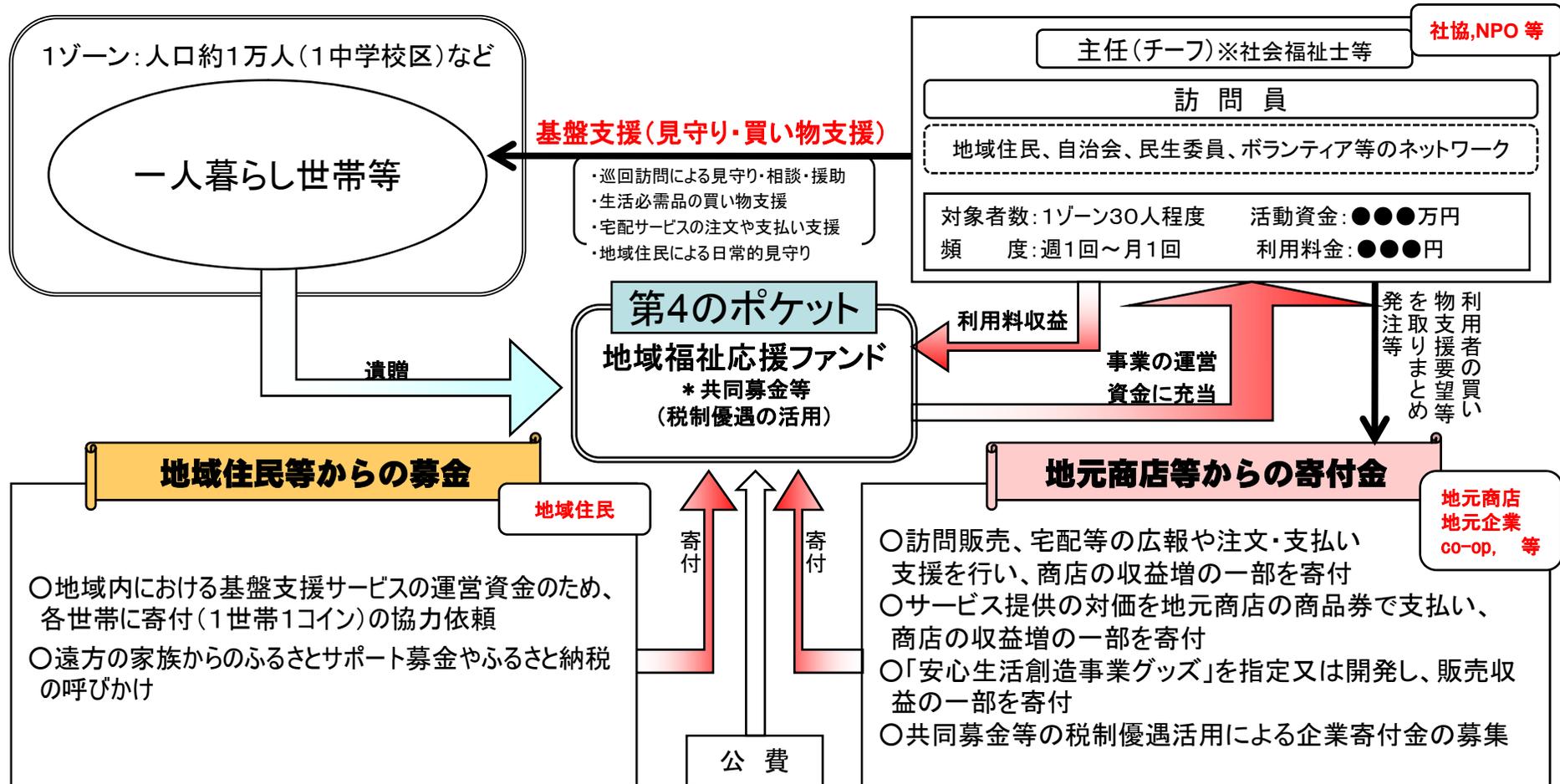
- ・地域住民相互の見守り・生活支援は極めて大切であるが、善意の支え合いには継続性・安定性に課題がある
- 善意のもれにより発生する事件をも未然に防止することが、安心生活を継続できる地域の条件
(例: もともとサロンに顔を出さない人の孤立死、地域と交流しない世帯での虐待、善意の支援者が倒れた時の代替など)

○ 「安心生活創造事業」による対応

安心生活創造事業では、

- ・高齢者や障害者などあらかじめ対象者の線を引かず、基盤支援(見守り・買い物支援)対象者をもれなく把握・支援
- ・従来からある地域の見守りや生活支援とも連携し、例えば善意だけでは対応できない部分を補完する基盤支援体制を構築
- ・善意によらない支援には、一定の金銭的関与も必要であり、地域の自主財源確保も必要となる
- ・すなわち、行政と地域住民やボランティア等が協働する新しい地域福祉社会(新しい公共)を構築
(あわせて、団塊世代等の地域活動への参加促進策にも取り組む)

「ひとり生活応援プラン=ton plan (仮称)」のサービスと財源のイメージ



安心生活創造事業・地域福祉推進市町村について

市町村と国とが協働して地域福祉推進に取り組むため、モデル事業の実施やその効果の検証、地域福祉推進ネットワークの形成、意見交換、先駆的取組の情報発信等を行う。

北海道・東北ブロック		関東ブロック		中部ブロック		近畿ブロック		中国・四国ブロック		九州ブロック	
北海道	登別市	茨城県	牛久市	新潟県	新潟市	三重県	伊賀市	島根県	出雲市	福岡県	北九州市
	本別町	栃木県	鹿沼市		三条市		名張市	岡山県	美咲町		飯塚市
	東川町		大田原市	富山県	氷見市	滋賀県	甲賀市	広島県	庄原市		春日市
	福島町	埼玉県	行田市	石川県	宝達志水町	京都府	南丹市	安芸高田市	佐賀県		小城市
岩手県	西和賀町	千葉県	千葉県	長野県	茅野市	大阪府	豊中市	山口県	周南市	熊本県	合志市
秋田県	大仙市				市原市		駒ヶ根市		阪南市		長門市
	湯沢市				鴨川市	軽井沢町	兵庫県	西宮市	徳島県	徳島市	大分県
山形県	酒田市	東京都	品川区	岐阜県	美濃加茂市	香川県		琴平町	中津市		
	飯豊町		墨田区	愛知県	高浜市			宝塚市	宮崎県	美郷町	
		神奈川県	横浜市			芦屋市					
			山梨県	小菅村			奈良県	天理市			
小計	9市町	小計	12市区村	小計	9市町	小計	11市	小計	8市町	小計	9市町
										合計	58 市区町村

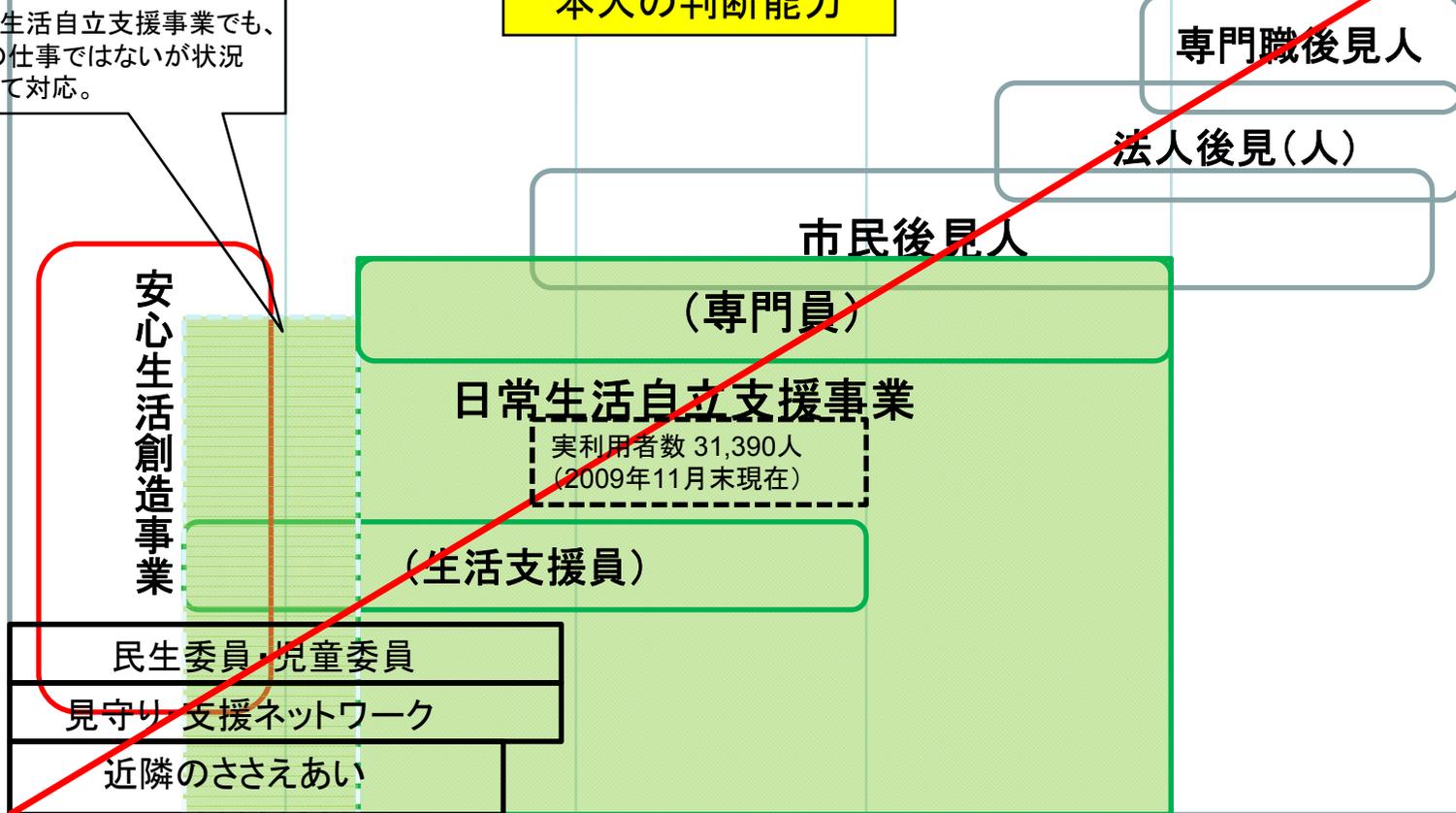
日常生活自立支援事業、成年後見制度等の援助内容・範囲(現状)

本人の判断能力の低下、法的な専門性の高度化に伴い、支援者や後見人も移行し、継続的な支援が困難となっている。

生活支援	その他の日常生活管理支援	日常的な金銭管理書類等の預かり	福祉サービス等の利用援助	重要な財産行為
食事の作り方、薬の管理の仕方、障害受容の支援等	日用品の購入の相談援助、家族関係の調整等	銀行等からの生活費の出し入れ、通帳、印鑑の預かり等	介護保険の利用申請、利用料・入院費等支払い等	遺産分割、賃貸借契約の締結・解除、財産処分等

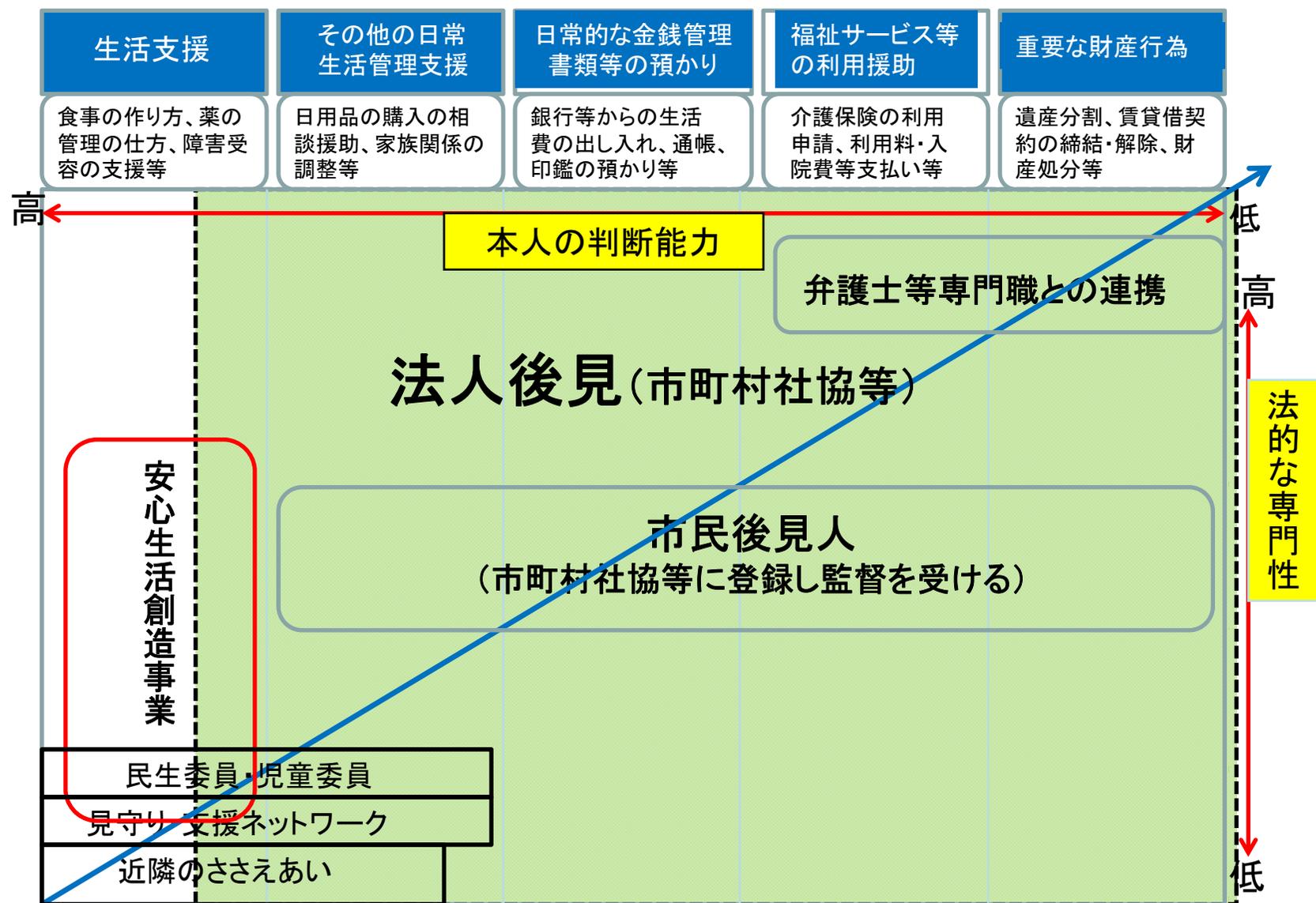
高 ← 本人の判断能力 → 低

日常生活自立支援事業でも、本来の仕事ではないが状況に応じて対応。



- (課題)・日常生活自立支援事業から成年後見への移行に当たり、対象者との信頼関係の再構築等の支障が生じていること。
- ・弁護士等専門職後見人は、福祉・介護サービス利用契約等の身上監護を行うことが少なく、身上監護のニーズに対応する体制が不十分であること。
 - ・身上監護を担う期待が大きい市民後見人は、財産管理に当たり一定のリスクを伴うこと。
 - ・体制が不十分であるために、対象者の把握も消極的な状況が見られ、ニーズが埋もれている可能性があること。

市町村社会福祉協議会等が行う法人後見についての検討



高齢者、障害者等が、判断能力が不十分であっても、必要な福祉・介護サービスを適切に利用しながら住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制を構築するため、市町村社会福祉協議会等が組織として対象者の生涯を通じた支援を行う法人後見について、事例把握等の検討を行っているところ。